

表3 衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

〔時限的割引料金：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで適用〕

(単位：円/トン)

区 分			処分 単価	鉦さい 割引単価	継続割引単価					
					2年目	3年目	4年目	5年目以降		
産業 廃棄物	主として 安定型 区画に 処分	廃プラスチック類(※1)	溶融固化物	16,100		13,700	12,900	12,100	11,300	
			その他	61,000		51,900	48,800	45,800	42,700	
		ゴムくず(※1)			61,000		51,900	48,800	45,800	42,700
		金属くず			11,200		9,600	9,000	8,400	7,900
		ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず(※1)	海面に浮くもの	76,300		64,900	61,100	57,300	53,500	
			その他	11,200		9,600	9,000	8,400	7,900	
		がれき類(※1)	海面に浮くもの	76,300		64,900	61,100	57,300	53,500	
	その他		11,200		9,600	9,000	8,400	7,900		
	管理型 区画に 処分	自動車等破砕物(※1)	溶融固化物	15,700		13,400	12,600	11,800	11,000	
			その他	76,300		64,900	61,100	57,300	53,500	
		燃え殻			15,700		13,400	12,600	11,800	11,000
		無機性汚泥			15,700		13,400	12,600	11,800	11,000
		鉦さい			15,700	9,800				
		ダスト類			15,700		13,400	12,600	11,800	11,000
第13号廃棄物			15,700		13,400	12,600	11,800	11,000		
一般 廃棄物	燃え殻			15,700		13,400	12,600	11,800	11,000	
	ばいじん			15,700		13,400	12,600	11,800	11,000	
	溶融スラグ			15,700		13,400	12,600	11,800	11,000	
建設発生土	土壌環境基準に適合するもの(※2)			3,000						
	その他			8,000						

注1) 埋立処分料金は、計量重量(10kg単位)で算定します。

注2) 産業廃棄物は埋立処分料金のほかに、産業廃棄物税(1トン当たり1,000円)を加算されます。

注3) 埋立処分料金には消費税が別途課されます。

注4) 斜字体は鉦さい割引及び継続割引単価であり、平成30年3月31日までの時限措置とします。

注5) 継続割引単価については、年度搬入量が規定量を超過した場合の超過量に適用することとし、運用の詳細は理事長が定めるものとします。なお、規定量とは前年度の搬入実績量の80%の量のことをいいます。

注6) ※1の品目のうち、海面に浮くものは当分の間、受け入れません。

注7) 浚せつ土砂においては、排出状況等を考慮して処分単価を設定します。

注8) ※2については、主に覆土用の処分単価であり、当分の間、受け入れません。

## 埋立処分料金の割引制度の概要

### 【期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで】

#### ○継続割引の特長

(1) 全ての廃棄物搬入事業者が対象となります。(2年以上の継続搬入がある場合。)

従来の増量割引では、産業廃棄物のみが対象でした。継続割引では、産業廃棄物に加え一般廃棄物も対象となります。

なお、鉱さいについては、継続割引ではなく従来と同様に鉱さい割引が適用になります。

(2) 前年度\*搬入実績量に応じて割引が適用されます。

従来の増量割引では、平成 23 年度搬入実績量等を基準量として固定し、その量を超えた分に対して割引が適用されていました。継続割引では、前年度搬入実績量の 80%を超えた分に対して継続年数に応じた割引が適用されます。

※ 本割引制度の適用初年度である平成 28 年度については、平成 26 年度を前年度とみなす。ただし、平成 26 年度に搬入実績のない事業者については、平成 27 年度を前年度とする。以下同じ。

(3) 継続搬入すればするほど安い割引単価が適用されます。

搬入の継続年数に応じて、15%、20%、25%割引相当と段階的に安い割引単価が適用され、5年間の継続搬入で、最大である 30%割引相当の割引単価が適用されます。

#### ○継続割引の概要

(1) 割引の対象

鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物（鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。）

(2) 割引の内容

前年度搬入実績量の 80%を規定量とし、規定量を超えて搬入された量（以下、「超過量」という。）に対して過去からの継続搬入年数に応じて 15%～30%割引相当の割引単価（別紙参照）が適用されます。

継続年数 <sup>(注)</sup>	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目以降
割引率	0%	15%	20%	25%	30%

(注) 継続年数は、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の開業年度である H22 年度まで遡って各年度の搬入実績を確認し、割引対象年度まで継続して搬入実績のある年度の数（当該年度を含む。）をいう。

#### 【計算方法】

処分料金 = 規定量 × 処分単価 + 超過量 × 継続割引単価

※ 規 定 量 : 前年度搬入実績量の 80%の量

超 過 量 : 当該年度に規定量を超えて搬入された量

継続割引単価 : 品目ごとの処分単価に継続年数に応じた割引率を乗じた額（100 円未満切上）

#### 【割引イメージ】

